

1. 件名：京都大学複合原子力科学研究所の保安規定変更承認申請に係るヒアリング（2）
2. 日時：令和6年3月4日（月） 10：00～11：30
3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A
※本面談は、テレビ会議システムで実施
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ 研究炉等審査部門
荒川安全管理調査官、加藤上席安全審査官、伊藤主任安全審査官、
加藤試験炉係長
京都大学複合原子力科学研究所
副所長 他2名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配布資料
資料1：設置変更承認申請に係る審査における論点と本保安規定変更申請におけるそれらの反映状況及び今後の下部規定改訂における反映計画について
資料2：京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（KUCA低濃縮化に係る変更）

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁のカトウですそれでは本日のヒアリングを始めさせていただきたいと思ひますし、本日のヒアリングにあたりまして、資料の方を提出いたひいておりますので、まずはそちらの方のご説明お願いできますでしょうか。
0:00:18	はい。京都大学の喜多村でそんな時はよろしくお願ひいたします。今回の設置では二つ提出させていただきます一つは資料 2 というものそれから資料 6 というものでどちらも再提出といひますか改訂版になっておひまして、
0:00:30	資料の方はですね図書館のヒアリングで、コメントいただきまして、もう少し詳細な記載をといひことで、記載を追加させていただきますものひです。こちらについてはですね、特に
0:00:42	説明は省略させていただきますと思ひます。資料 6 の方ですけれどもこちらはですね、受取面談の時に提出させていただきますものひですけれども。
0:00:53	そのあとの審査会合でコメントいただきましたのでそちらを反映させたといひう改定を行つたものでございます。こちらについてご説明申し上げます。
0:01:02	こちらのまず変更点ですけれどもこの資料はですねまずですね設置変更の時の審査で論点になったと、ところ。
0:01:12	それを保安規定の方に向ひどう反映させているかそれから、下部規定、
0:01:19	本指示書つておひますけれども、こちらの方でどう反映させるか、こひう資料でございます。
0:01:24	これは最初の方はですね前回提出させていただきますものから変わりなく、変更を行ひましたのは、
0:01:35	何ページでしょうか。
0:01:43	6-23 ページからです。こちらはですねこれを、この前は保安ん式亭こひうふうに反映させているかといひことを記載しておひましたけどこつからが指令書への反映のといひ話でございます。
0:01:56	江本さん、それで 3 ポツ 1 でございますが、これが過剰反応度が常に制限値以下となつてないことの手順についてといひことでございますけれども、歩審査会合ですね。
0:02:07	規定との関連性を明確に述べるようにコメントいただきましたので、59 条をこちらに上がつておひます。で、59 条はですね。
0:02:19	ええ。
0:02:22	こちらで S、別表 2 と表 2 の 2 号の制限、或ひは制約を満たすつていひことを、
0:02:34	審議さは確認するといひことでござひまして、
0:02:39	次が 66 条。
0:02:45	は

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載してひます。発言者による確認はしてひません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:47	こちらの炉心配置変更をするときは、
0:02:56	は
0:02:58	稼動ハング等を確認しないといけないという記載がある状況でございます。
0:03:03	それで6-24の下から2ターン、二つ目のAと。
0:03:08	段落にあります通り、この資料の6-3から53ページに、実験物を装荷した炉心の炉心配置決定のプランのプロセスというのが載っているんですけどもこれを、
0:03:20	保安規定59条と66条に基づいて、
0:03:24	運転計画或いは炉心配置変更計画を立てるにあたって、別表第2、それから別表第2、
0:03:32	第2に掲げる制限等を踏まえつつ、さらに常に炉心がの過剰反応度が制限値以下となるような炉心を選定するための提示を、
0:03:42	というのがこちらですので、これを
0:03:48	これ以上を親規定として親条項として法案指示書で定めるということの方針が、こちらで書いてございます。それから次のページお願いします3ポツに、
0:04:00	3600秒の管理についてです。こちらですね73条第1項の第1号のところに、炉心状態に関する事項を、
0:04:12	連携を行うことというのが規定されてございます。こちらを基点しまして、
0:04:20	保安指示書の方で、
0:04:24	制御棒及び
0:04:28	あそこすいません、あと第二条第2号の制御棒及びその武道措置に関する事項、この二つの詳細を、は、指示書に定めるという。
0:04:37	いうことを考えているということでございます。
0:04:44	こんなことですか。
0:04:46	失礼しました。
0:04:49	だから次のページ、6-26ページ、4ポツのところ。
0:04:54	追加の保安規定変更申請についてでございますが、こちらの方はほとんど内容変わっておらないんですけど一番最後の段落にですね。
0:05:03	審査会合のときに、コメントいただいたんですがそれを反映させるという意味で、今のところですね、保安規定変更今回の保安規定変更のほかに、
0:05:14	追加で保安規定変更申請を行う事項はないと考えているが、今後の申請の確認に関わる係る設工認の審査等において、
0:05:25	必要になった場合にも新規に申請するという、適正な対応をとっていくというのを追記してございます。
0:05:31	本文の方は以上でございまして以降参考資料として、
0:05:36	指示書の改定案を示してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:40	まず 1 ポツとしては、
0:05:42	過剰反応度月に制限値以下となるための手順についてです。
0:05:47	まず現状の 59 条に対する記載として 4 ポツ 2 ポツ 2 ポツ 2 というところがござい ますけれども、こちらで運転計画指令書の記載は、
0:05:58	(1)と(2)二つ。
0:06:01	必要だと(2)の方が、
0:06:04	炉心操作があるときは、炉心配置変更計画指令書。
0:06:09	を定めなさいということが書いてあります。
0:06:12	それで、次、(2)が炉心配置変更計画指令書のことでして。
0:06:20	指令書に必要事項書きがされてることなんですがそれで赤字の部分、これを追記 しようということでございます。なお、ここでいう過剰反応事は臨界状態の炉心に 印加されると。
0:06:34	想定されるすべての生の反応度を加えた値を指し、照射物の移動挿入管の破損 及びそれら期に起因する温度上昇に伴い、
0:06:45	添加される反応度を考慮しても、制限値以下となればならないと。粒界装置部長 は、この制限を満たす炉心の選定にあたっては、
0:06:55	すいませんタグ度、
0:06:59	添付 4.2. 9 に示される与信検討のフローに従うことっていうのをこの赤字の部分 を追加しようということでございます。
0:07:09	そしてこの 4.2. 9 というのはですね、新規に追加する
0:07:16	施設になりますけど、こちらはですねこの資料 6 の 3 ページから 63 ページに示さ れるこの内容をベースに新設する。
0:07:23	ということでございます。
0:07:26	から最後ですけども、1 ポツの 3 の 600 万の管理について。
0:07:31	ということで保安規定 73 条を、もうベースに青柳する規定ですけども 4.4 ポツ 2.4. 4.3 のところ。
0:07:42	もう第 1 号のところ炉心状態に関する事項というところの後に、先決OK及び発 出力の指示値並びに炉心温度については定常状態と 3615 と。
0:07:54	それから生残液ん別で製図材については、定常状態でございますが 3600 秒と、 これを追記するということでございます。
0:08:03	具体的にはですね、現在
0:08:07	3600 万ほど席上製剤の位置を記録する様式っての学生でございますけれども、 それに線型出力計及び対数出力計の指示値並びに、
0:08:18	その時にする欄を追加するという改定も同時に行うとそれに対応するということ を考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:24	説明は以上でございます。よろしく申し上げます。
0:08:30	衛藤加藤です。ご説明いただきありがとうございます。
0:08:35	それでは、規制庁の方から幾つか確認させていただきたいと思います。
0:08:41	初めに、
0:08:43	念のための確認となりますけれど、
0:08:47	今回、今のご説明の中で親来て、
0:08:50	非なるものを幾つかご説明いただいたんですけど。
0:08:54	本規程の方見ますと、第 17 条に保安支障という項目がありまして、
0:09:00	こちらにどういった項目を定めるといった記載あるかと思うんですけど、ある意味こちらもやって、
0:09:08	そしてその下部規定と紐づいてるのかなって思ったんですけど、そういった認識で合ってますでしょうか。
0:09:18	遅いです。
0:09:22	自生種規程等カトウです。
0:09:24	音声聞こえますでしょうか。
0:09:26	はい。聞こえております。はい。今ご説明いただきました。
0:09:33	保安規定とあと下部規定の繋がりといったところになるんですけども、保安規定の本文を見ますと、第 17 条のところ、保安し事象というのがございまして、
0:09:45	こちらにつきましても、
0:09:48	もともと、そもそもこれ自体が、下部規定となっておりますので、それでなおかつ、第 17 条の中で、
0:09:56	に述べられているこういったことについては保安指示書に定めると記載されておりますのでこちらもや規定今回、下部規定との繋がりを表すものの一つなのかなと考えているんですけど。
0:10:10	一番認識やっておりますでしょうか。
0:10:15	表後藤でございます 17 条が、そもそもの抵当や規定でございます指示書のですね。はい。
0:10:23	清町カトウですありがとうございます。
0:10:26	それから、
0:10:31	今回ご提出いただきました資料というよりは、させていただいたのは、幾つか確認したいことございますので確認させていただきたいと思います。
0:11:16	別カトウです失礼しましたお待たせいたしました。技術関係の確認の前に 1ヶ所の計。
0:11:26	その前に確認させていただきたいことがございまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:31	今回、変更があります保安規定の別表問題 2 の 2 のところについて、市となりま すけれど、こちらで開校資料。
0:11:41	のところに、燃料体に張りつけるまたは軽水減速炉心の燃料番の間に挿入する照 射物は使用しないこと。
0:11:52	飛び実験物括弧大量指令対応挿入間照射物の実行へ移動するが内容は変わら ないものとして取り上げていると思います。
0:12:03	こちらはい、現状の保安規定の別表第 2 の 2 のところの照射物の記載に当たると 考えておりますけれども。
0:12:13	等で申請書を見ますと、別表第 2 の 2 のところの新旧対照表に、この照射物の記 載が、
0:12:21	受けないようにいます。上間先生、こちらで勘定に記載漏れになるのでしょうか。
0:12:36	申請書のほうにないという、退職申請書の新旧 40 の新旧のところを見ますと、
0:12:49	京大の猪野事項とあと制限値等が全部で、資料がよく通になっていますんで、そ の中に照射物がなくてですね、市民の方にも、
0:13:02	改造資料の方では、
0:13:05	一番最後の実験物挿入管照射物の中にこの記載を移動しますと書いてあるんで すけれど、先ほども抜けているように見えまして、
0:13:13	これがもし抜け漏れでしたら、
0:13:16	おそらく通過していただかないといけないかなと考えているんですけれどいかがで しょうか。
0:13:26	ちょっとお待ちいただいてよろしいでしょうか。はい。すみません。
0:13:31	地域のカトウすぐトク的に言うのですね審査会合陽子資料のP22 ページ。
0:13:39	次に 10 ページ目のうちの 2 のポツのところに行かなく承認の記載でコツポに測 定、その三つ目ですね、音量会議あり作る事を注水量促進を燃料棒の間に挿 入する。
0:13:53	照射物を使用しないこと。ここ、申請書の新しく定めるよって言ってるところに、
0:14:03	に於けるんじゃないかっていうのが、カトウ所からの指摘です。
0:17:12	抜去。
0:17:13	大学の喜多村でございますすみません長らくお待たせしまして、審査会合資料の 燃料体に張りつけるまたは写真なり、照射物使用しないこと。
0:17:24	こちらが、申請書の方から落ちてるんじゃないかというご指摘ということでよろしい でしょうか。はい。
0:17:31	申請の補償のほうではですね、これが二つに分かれ、内容としては変わってない けど二つに分かれてるってことでして、社用車物は、運転中の伴土居の変動シナ リオ及び営業体にテープ等で貼り付けて固定することということと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:46	こういうところはテロリスクについても加工も少ないっていう仕組みなんですね。で、次の高濃縮については、照射物を使用しないこと。
0:17:55	この二つに分かれて、同じくと低濃縮に、
0:17:58	分かれて、二つの事業に分かれているという、
0:18:02	図通りということの間で一応そういうことで、内容は変わらないけど場所が移動しているということで、理解しておりますけど。
0:18:12	大丈夫ですか。
0:18:15	町の方ですいません今のお話ですけれどもまず一つ目、実験物総入館証書物のところ。
0:18:24	の方で調査物が運転中に反応度の家の変動がないよう、燃料体系等で張りつけて確定すること。
0:18:34	これが一つでしょうかということでしょうか。
0:18:51	サポート。
0:18:53	規制庁のカトウですいません。ちょっと音声が悪くて聞き取れなかったのもう一度お願いできますでしょうか。強度が落ちたものでございます。もう少しすいません。もう少しまたちょっと時間ください。すいません。はい。
0:20:13	京都大学の喜多村です。失礼しました。えっとですねもう一度すいません説明させていただきます。審査会合資料の3点目で、燃料体に張りつけるまたは燃料番外管に挿入する調査物を操作しないことってのはもともと、
0:20:31	承認の方になって記載です。これは当然既承認ですから高濃縮の炉心についてのことでございます。それで法案、今回の保安規定変更申請の新旧のところですね先ほどちょっと違うこと言ってしまったんですが、
0:20:46	高濃縮ウランにおいて照射物が使用しないことってのは、ここでちょっと修飾語がなくなってるんですけども、照射物を使用しないこと。
0:20:56	これが他界をすると。
0:20:59	いうことでございます。失礼しました。竹川カトウ物審査会合様も水曜日によってそれぞれのNPD目2がケールがすべて信州度はそれが何ページ目にあるかっていうのを教えてもらっています。
0:21:14	はい。
0:21:16	審査会合資料のまず22ページの公法人の一部ですね。それが、それで、
0:21:24	審査会合移動資料。
0:21:34	堺白倉ない。
0:21:43	地域境の資料に落ちてるかもしんないですねそうですね。内容が変わってないということで22ページで言っちゃってるつもりになってますね。それはわかりました。そしたら写真。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:56	調定が見える。
0:21:58	別添の 43 ページのところのちょっと枠を読み、
0:22:08	はいはい。
0:22:11	の実験も角山の宗の方なんです。これもご審議高校に切っているんで、審査会合資料では 22 ページで移動し確か言ってないと。
0:22:24	いう状況になってしまっています。以上です。
0:22:50	あ、規制庁の加藤です。ちょっとお数ください。
0:22:55	審査会合の資料だと燃料体に貼り付けるっていうのがあるじゃないですか。
0:23:05	それは、
0:23:08	1 件 43 号、その上の証書物を運転中に反応度の有意な変動がないよう燃料体に寄付到底貼り付けて固定するに該当するんですか。
0:23:23	使用しないっていうことは今言った高濃縮炉心で照射物は使用しないことに該当すると思うんですけど、その前の燃料体に貼り付けるっていうのは、新秘書場であったとどこで見えるんですか。
0:23:40	お前、
0:23:57	今、
0:25:51	仮想で佐野今野の話なんですけれど、これ、燃料体に張りつけるまたは軽水減速炉心の燃料番の間に挿入する照射物。
0:26:03	っていうのは、または、全校で両方ともこういうふう使用する照射物は使用しないことっていうこと。
0:26:13	っていう意味でしょうか。濃縮の時にこういった照射物は使用しないっていうことをそもそも、今回の変更では、高濃縮ウラン炉心において、
0:26:23	今までは燃料体に貼り付けるものとか燃料番の間に挿入する照射物っていうのを信用しないことと言っていたけれど、それらを交換してそもそも照射物は使用しないこと。
0:26:36	という一番にまとめました。当時ということでしょうか。京都大学の喜多村でございます。はいその通りでございます。もう、
0:26:46	今日河野地区では、
0:26:47	使い方にならず、千葉渋田毅ないということでございます。規制庁カトウちょっとより明確に 24 ページ目の 100 の該当の本っていうのは、燃料等に日付で照射物。
0:27:02	それと、軽水両国自身の燃料体の間に挿入する照射物、この二つに関して言えば、それらをまとめて今回の申請書では照射物、
0:27:17	和式をしないっていう形にしたってそういう理解でいいですか。
0:27:22	京都大学の喜多村でございます。えっとですね、設置変更のですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:26	今回設置変更承認されたへんところに、照射物の定義というのが今回実は新しく入っております、例えば本文の、
0:27:39	例えばとか、原発にも同じ所、記載があるんですが、本文の、
0:27:44	ですね。
0:27:48	20 ページなんですけれども。
0:27:54	だっけ。
0:27:59	えとですね。
0:28:00	調査物(2)照査物ってあって手裏剣CD等のところの下にですね、有意な変動がないように燃料体テープ等で張りつけテープ等で貼り付けるっていう、もう照射物の定義としての設置に今回、
0:28:14	入りましたので照射物と言え、
0:28:19	張りつけるとかそういった、何かこう、炉心の中に固定するというもの。
0:28:24	と定義がされているというのもございます。以上です。知事の角です。それ、低濃縮も、この記載にそういうふうに記載しているんですけど。
0:28:38	今言った提示の話は高野一炉心のところでも適用できるっていう話です。
0:28:48	その定義っていうのが、高濃縮低濃縮含めてそういうふうに定義し直したっていう理解でいいんですか。同額のキタムラでございますその通りでして照射物の定義としては、こうこう濃縮低濃縮。
0:29:01	両方張りつける等というものだというものが照射物であると定義しているというふうなってます。
0:29:09	対象者別といえばそこまで含む言葉に設置変更変更が変わっているとわかりました。ちょっと整理をします。ちょっと先ほど業務を繰り返になりますから。
0:29:22	20、22 ページ目で言っている照射物っていうのは、燃料体に貼り付ける照射物っていうのと、経営侵食炉心燃料盤の間に挿入する照射物、この二つを指していますと、さらに一方、
0:29:36	今回の東郷主務の成長保証人の審査時において、照射物というものを新たにきちんと定義し直したので、今回小植物と言えこの二つのことを指すというそういう理解でいいですか。
0:29:52	ありがとうございます戻りでございます。わかりました。ちょっとそれがわかるような何か記載してもらっていいですか。
0:30:01	どこと、すいません、どこに、どういう形で躯体しましょうかはい。
0:30:10	記者の四方も全部任せますよ山口審査会合の資料に入れていただいてもいいですし、単に1枚ペラでですね、方向っていうのはこういうふうにいたしますって今説明していただいたことを入れてもらっても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:24	とにかくうちとしてはこっぴつというのがどこにきちんと該当するかっていうのがわかればいいと思っておりますので、
0:30:31	調査し、失礼しました。審査会合費資料のうちの加古。
0:30:36	検討会中総補足資料みたいな形でつけさせていただきたいと思います。ありがとうございます。お願いします。すみません京都大学の水沢です。お世話になっております。
0:30:47	ちょっと確認なんです、これやっぱり申請と申請採用の時にはまとめ資料という形で、今までのものをすべてとがっ末整理したものを提出後提出すると。
0:31:00	いう形になるかと思うんですが、そこでしっかりとそこを当てるような記載にすることでよろしいでしょうか考え方としては、それで構わないと思います。
0:31:10	はい、ありがとうございます。
0:31:13	規制庁の加藤です。今の点少し、もう少し確認したいことがあるんですけど、これもまた、
0:31:22	申請前の旧のところでは高濃縮案の炉心に対し、当然ですけど、高濃縮ウラン炉心についてはこういうふうに照射物を制限していますというものになっていて、
0:31:34	それにつきましては今回は高濃縮ウランろ紙において照射物は終了しないことという事になりましたというのが一つと。
0:31:43	それで、そもそも今回の低濃縮炉心においては、照射物というのは、その上の記載で、照射物は、運転中に反応度の優位か変動内容を燃料体に定期等で張りつけて固定することということで、
0:31:59	こちらは前、そもそものお話高濃縮ウラン炉心と違って、照射物は張りつけて使用しないっていうことではなくて、承認段階で照射物は貼り付けて固定すること。
0:32:13	OKなっているってところが、高濃縮炉心とは違う。そういうことでよろしいでしょうか。
0:32:23	じゃあ、
0:32:30	全体で違う意見を、
0:32:53	並木さん。
0:32:58	多分、
0:33:20	Headの加藤です。確認したい点なんですけれど、高濃縮ウランは旧の記載の方でしょ。こういう照射物は使用しないとしていたものですけど。
0:33:31	低濃縮の方は、許可の段階で、もう貼り付けて固定して使用するっていうことになっていたんで、今回の中の記載とは関係がないです。そういったことを確認したいと思って。
0:33:43	質問させていただきました。
0:33:54	去年起きたものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:58	承知しました。
0:34:01	規制庁の方でそういった認識で合っておりますでしょうか。
0:34:05	はい。遠山キタムラでございます。はい、その通りでございます。
0:34:10	それで、
0:34:12	その旧の記載の方で軽水減速炉心の燃料版の間に挿入する照射物を使用しないということにつきましても、そもそも、
0:34:24	先ほどお話ありました証書物の定義が貼り付けるものとなりましたのでこちらについても、
0:34:30	今回承認段階啓蒙、旧の地裁の方は関係なくなっているので本当に高濃縮ウラン自身について、ここ、先ほどの照射物は使用しないこと。
0:34:42	というところに移したということで、何ていうんでしょうも。
0:34:46	今日の記載は低濃縮の。
0:34:49	フランの炉心とは全く関係がないものですっていうことですよ。
0:34:56	ちょっと意味伝わっているかわからないんですけども、
0:35:04	ここに、
0:35:08	はい。すいません。
0:35:10	京都大学の伊沢です。はい。ちょっと今 9 の記載とあまり関係ないと言いますちょっともう 1 回確認で、9 のところで
0:35:20	趣旨をしないと書いていたものを、今回、使用する場合と使用するしない場合と二つに分割したといいますか、記載を変えたということで間違いはございません。
0:35:35	それで高濃縮ウランの診療は使わないですし、低濃縮の方では照射物が張りつけるものとして定義されていますのでそちらにつきましては固定して、有意な。
0:35:46	反応度の変動がないように、使用しますということですね。承知しまい、
0:35:51	すみませんありがとうございますの通りでございますよろしくお願いいたします。はい。地域の課長今のところもですねちょっとわかるような形にして欲しいと思います趣旨はもう最初からのお話で、22 ページ目のこの、
0:36:07	7 号が今回の申請書類のような形で整理されている各機能がわかるようにしてくださいってことなのでよろしくお願いします。京都大学の喜多村でございます承知いたしました。
0:36:24	清町の加藤です。
0:36:27	今のお話が大きなところだと思っております、
0:36:31	あとは、
0:36:33	事実関係の確認をさせていただきたいと思います。
0:36:39	まず、
0:36:41	1 回の申請の方で、62 条のところをですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:47	62 ぐらいのところ、
0:36:49	変更があるということで、
0:36:55	具体的には 62 条の第 1 項のところなんですけれど、
0:37:01	今日のところろう市は、燃料要素及び燃料集合体の負荷に関し、委員会数値、燃料主原料貯蔵棚または炉心において行わなければ、
0:37:15	ならないと書いてありまして、保管を、
0:37:19	所長が仲又吉委員において行うということが書いてあると思います。
0:37:25	それで今回新しい方につきましては、
0:37:30	ウランの燃料要素に関しては、同様にしてクリームに関しても、トリウム貯蔵庫またはあるシーンで保管するということを書かれているんですけれど。
0:37:40	この連動様相を炉心で保管ということの意味を教えてくださいまして、
0:37:49	こちらなんですけれど、燃料要素貯蔵する時はパート経費だとかそういったものに保管するっていう記載から承認のところにありますので、診療補完っていうのが少し整合していないように思えますので、
0:38:04	このご説明をお願いできればと思います。
0:38:36	ちんで保管という、やることなんですけれどもこれは燃料集合体として燃料集合体組みましてその中で燃料作業を入れてその状態で、それぞれABCございますけれども、
0:38:48	その課題室で炉心を組むと、そういった状況のことを考えております。
0:38:58	長加来です。こちらの記載なんですけれど、これⅡの方も同じような意味ということでしょうか。やること自体は、高濃縮統計濃縮で今回変わらなくてただ保管近いおりますけれど、
0:39:12	具体的や燃料集合体の中に燃料要素を入れて、課題で組むっていうのは保管、
0:39:19	と表現しているという、そういったことで、京都大学の喜多村でございます。このところの新旧で変わってございません。
0:40:01	長加藤です。
0:40:04	その補完という言葉について確認したいんですけれど。
0:40:10	一般っていうのが、所長とかっていうのを含んでいるんでしょうか。それともいないんでしょうか。
0:40:17	ていうのかその承認の中で、
0:40:21	燃料直大玉。
0:40:24	だとか、そういったところにやる。
0:40:27	ていうところについて、きちんと用語の使い方がとかが整理されているかどうかで言うのを確認したいと思っております、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:38	保管で書きますとそこで貯蔵するっていうような意味合いなのかなって少し思えてしまうんですけど。
0:40:45	市長の方でちょっと補足しますと、設置変更承認の方では燃料要素っていうのはバードゲージで貯蔵するっていう形になっています。そうすると、この保管するっていう意味合い面についてですね。
0:41:01	今回燃料要素、炉心で保管するっていうふうになっていて、その貯蔵っていうのがほかを含んでいるのであればその文言と整合しないっていう形になっちゃうと思うんです。
0:41:13	ですので正確には燃料要素を炉心で保管するっていうよりは、燃料体を燃料集合体をの診療保管するっていう意味合いが強いんだと思うんですが、これでも文言として大丈夫だということ、をきちんと教えて欲しい。
0:41:31	そのために、貯蔵っていうのと保管っていうのをどのように、区別しながら使っていますかっていうのを説明してくださいっていうのが趣旨になります。よろしくお願いいたします。
0:42:37	ちょっと申し訳ありません。
0:42:43	規制庁カトウですいませんもう一度よろしいでしょうか。
0:42:47	すいませんちょっと時間、1くださいすいません。申し訳ありません。はい。よろしくお願いいたします。
0:45:10	経済部の伊佐です。
0:45:16	今の貯蔵と保管という言葉の使い分けというところなんです、
0:45:26	我々としたら、ですねまず管理した状態でやっているところについては、保管というのは結局管理してそこに置いてある状態を保管で、
0:45:38	今の貯蔵施設に保管してあればそれは貯蔵になるという認識ではあるわけなんです、確かにご指摘の通りですね、ちょっと今も、
0:45:50	設置申請書を見たらですね、バードゲージに収納して保管するという言葉と、燃料要素を貯蔵するという言葉が、ちょっと設置申請の方もちょっと混在してるところがございまして、
0:46:07	確かに当時、これ作った時、これ当然審査会合でご説明したところなんですがこの設置申請ですので、許可をいただいたところでもちょっとここんところが、
0:46:22	混在してるのかなという気は、確かにご指摘の通りかと思います。今本規定のところで重要なところは、炉心のところにあるものもこれは燃料の保管であると。
0:46:37	いう考え方でここにしております、これIAEAの査察等でもですねそういう説明をさせていただいて、
0:46:47	これ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:50	FPPでここはそういう保管伸ばす場所だということで炉心の方も定義しているところでございますので、そういう言葉でちょっと説明させていただいているところです。
0:47:04	で、貯蔵施設はもうこれも設置申請にあるじゃなくて項目にある、燃料の貯蔵施設という言葉もこれ当然、これ変えられませんのであれなんです、ちょっとこのところをどうしたらいいかっていうのをちょっとご相談させていただきたいと思うんですが。
0:47:19	我々としたらですねという、燃料を炉心のところに入れてある状態はこれは保管であると。燃料室にある状態で保管してある状態は、これは貯蔵になると、貯蔵施設で管理すると。
0:47:35	いうふうには考えているところでございます。
0:47:38	はい。それから、ちょっともしかすると今のご指摘を正確に、ちょっと回答しようと思うと、設置申請の子供予防法からちょっと、
0:47:48	変えなきゃいけないのかもしれないというふうには思っているところでございます。すいませんちょっと
0:47:55	別に考えてなかったわけじゃないんですけどちょっとこういうところが混在してるところについては、確かにご指摘の通りかと思えます。はい。以上です。
0:48:06	規制庁カトウですよろしいでしょうか事実はまずわかりましたと。それでうちの最初カトウ賞を加え、確認したところで一番やっぱりわからなかったのか。
0:48:20	燃料要素を炉心にて保管するっていうところが、ちょっとよくわからないよねと。
0:48:25	燃料要素をくみ上げたものが燃料集合体になって燃料集合体が炉心にあるっていうのはそれはもちろん理解しているんですけど、それですね。
0:48:37	まず先ほどと同様ですね、まとめ資料においては、ここで言っている燃料要素っていうのが、もうちょっときちんと言うと、燃料集合体のを、にしているんだっていうことは、
0:48:52	その補足説明資料が何かに記載していただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。
0:49:01	このA弁減少に入れて、炉心入れるというところ、その辺りのところですね、
0:49:12	ちょっと待っていただけますかすいません。はい。
0:49:35	すいません京都大学の三澤です。確かにですね燃料要素そのものをですね、においてバラで保管するというのでこれ当然有り得ないことで、必ず燃料集合体に入れて、炉心で保管すると。
0:49:51	いうことでは間違いございませんので、今のところについてちょっと確認なんですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:01	燃料、炉心のでの保管というものは、燃料集合体の状態にして、炉心において保管するということを明記するという、どっかに明記といえますか説明として追加するということで、
0:50:17	よろしいでしょうか。その通りです。
0:50:20	はい、ありがとうございます。ちなみにちょっと筒井で今の先ほど言いましたように、IAEAの説明で査察の時の説明では、燃料ロスは炉心で保管してるということで、
0:50:32	バスもんで、それとすいません。そういう意味で、これで問題ないかなというふうに思ったところでございますが、自主的には、燃料集合体にして保管ということでございます。
0:50:45	市長の方で説明ありがとうございますこの方法で間違いないっていうことはわかったんですけど、うちでどうしてもやっぱり燃料要素とですね、燃料集合体っていうのをちょっと使い分けているので、そのファクト確認ということも含めてですね、補足説明資料の方ではこういう意味合いだっていうのを説明してもらえればと思いますので、
0:51:04	よろしく願います。
0:51:06	京都大学の北村でございます承知いたしました。
0:51:13	江藤カトウです。続きまして、66条の方ですね。
0:51:19	今回66条のところ記載の適正化として、燃料要素等の装荷手順、
0:51:27	ていうところを、燃料要素等の取り扱い手順、
0:51:32	元燃料集合体の創価基準というふうに変更されたということで、
0:51:39	こちらが、
0:51:43	要素がある心に装荷されないということで、例えば燃料集合体として装荷するというお話だと思うんですけど。
0:51:53	ここに書いてあることといたしますか、特に記載の適正化ということで二つに分けていますけれど、従前からやり方やることに、
0:52:04	意見は何も書いていないということでよろしいでしょうか。
0:52:13	これ趣旨はですねこういう燃料の、運搬研究所内の運搬において容器に入れる、燃料要素を入れる。その時、
0:52:25	もう64条ですね、
0:52:35	これですかね。
0:52:39	容器に運搬するときに
0:52:43	うち配置変更計画書を、
0:52:52	使うことになってます。ちょっとお待ちくださいすいません。
0:52:59	すいません。64条にですね豊容器容器に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:05	例えば燃料要素しまう時に 64 条に規定する計画書流水は次変更減額ですけれども、これを建てるということになってございます。当然ですね、容器に入れるということなので、
0:53:16	同時に装荷されないわけですので、その老人層がされない場合そういった場合ですよ。
0:53:25	そう、今般、そのとき、
0:53:29	読めるように、
0:53:30	その時も地域移行計画書を使うということが読めるようにということで、このような記載を変更しているという、意図でございます。以上です。
0:53:47	清町の加藤です。計画章も、
0:53:53	66 条が紐づくようにこういうふうに変更されたということでしょうか。
0:53:59	先ほど大学の喜多村でございますそうです。66 条の第 1 編各県計画書を、ここ、64 条で使うためにということですね。
0:54:17	以上に本所の方におきましては、
0:54:21	取扱容器に入れる時に燃料要素を入れるということが書かれていまして、
0:54:30	燃料要素等の装荷基準と書きますと、もうその運搬の時点で、
0:54:36	例えばその 4 行値といいますか燃料集合体にしてしまってますので、この装荷手順ってところが、
0:54:46	炉心への装荷のときに、
0:54:49	何ていうんでしょう結びついていなかったのも、こういうふうきちんと、
0:54:53	文言修正しましたと、そういったことでしょうか。
0:55:02	すいません、質問、一般の容器でして運搬の容器に、燃料要素をこうを収納するという作業を言う、想定してまして。
0:55:13	なので炉心に装荷するということ、さらに最終的に繋がらないそういった炉心配置変更を、64 条で、%使うということですので、燃料要素の、
0:55:24	必ずしも強く感じないで、取り扱い手順というか、文言を、に、
0:55:31	を入れ、
0:55:33	したということでございます。
0:55:35	集合体で井戸を運搬するだけではなくて容器に入れる。
0:55:38	ていうことを想定してます。
0:55:50	結局カトウです。
0:55:52	承知しました。ニュース自体は、容器に入れて運搬容器に入れて運搬されるということで、
0:56:01	燃料要素自体を装荷するといった手順ではない。
0:56:07	ということがありますので 66 条の 9 の記載ですと必ずしも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:14	この計画書と紐づくものとはならないので燃料要素等につきましては取扱基準八 鍬燃料集合体草加基準の方につきましては、燃料集合体の装荷手順というこ とで、
0:56:26	きちんとそこが読み取れるように、どちらも修正しました。
0:56:30	ということだと認識したんですけれど、それで合っておりますでしょうか。
0:56:34	はい。京都大学の喜多村でございますその通りでございますそうかっていうのは 炉心に装荷するということをもってっていう形で装荷という言葉を使っておりますの でその通りでございます。
0:56:57	町に加藤です。今までとやること自体は変わらないということによろしいでしょ うか。はい。京都大学の喜多村でございます変わらないです。わからないですが、ち ゃんと。
0:57:10	条文上で
0:57:13	適切に読めるようにということでございます。
0:57:23	承知しましてありがとうございます。
0:57:30	続きましてここから、別表第 2 の 2 の方について伺い書という形たいと思います。
0:57:37	ここにつきましては、
0:57:39	そういうところで議論あったかもしれないんですけれど、改めてご説明いただけれ ばと思います。
0:57:48	まず初めですけれどもパン件数苦しの燃料集合体等の構成のところ、
0:57:57	低濃縮ウランの燃料集合体において減速材年計 8 分の 11 月今日 16 分の 11 月 のポリエチレン版のみを使用することがありますけれど、
0:58:09	こちらにつきましては、その減速材として制限するだけで例えば反射材としては制 限しないでないと思うんですけれど。
0:58:20	これはすみません、どういった考えになるのでしょうか。
0:58:26	営業系ABCの場合ですけれどもポリエチレンバーで年利 5 番を組み合わせ燃料 セルを作りまして、
0:58:40	それをさらに積み重ねて燃料を容量燃料領域を作るんですがそのセルを作るとき に、データを使用してポリエチレンパンの、
0:58:51	を、
0:58:52	種類を限定しているということそして、温度状態のさらに燃料領域の中のことのみ を規定しているということでございましてあとは車体領域については特に、
0:59:05	決めてないということでございます。以上です。
0:59:11	動向表ですと今のお話ですと、燃料類、燃料領域のみについて制限ということで、 承認の月もそういった多分話題になったかと思うんですけれど。
0:59:24	ちょっと教えて欲しいんですけれど、燃料領域のその情景。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:29	についてもポリエチレン入れるかと思うんですけどそちらについては反射材という認識なんでしょうか。
0:59:37	はい。契約できたものでございますその通りでございます。ちなみにそれも確か何か制約があったと思いますが入ってございます。中型の中の上では反射体でございます。
0:59:48	清町の加藤です。上下が反射体として使用されるということ確かにほかのところでは提言しているかと思うんですけど、そちらについては特に厚さっていうのは制限されていないということよろしいでしょうか。
1:00:05	厚さについてはその発の 8 分の 1 を使うとか 16-1 を使うということは制限しておりません、このちょっと厚さ、
1:00:15	だけをここは、城上下の数については 0、一番下ですね、25 センチ以上ということだけを期待しているということでございます。一番下の項目はそうなっております。
1:00:27	清町加藤です。ありがとうございます。続きまして、答え原則炉心の炉心配置のところになります。こちらのところ、0 なんですけれど。
1:00:41	低濃縮ウランの支援。
1:00:43	において、不安反射体を装荷しないことってありますけれど、こちらについては、
1:00:51	言葉上の話だけかもしれませんけれども減速材としては、ここでは制限しないという、
1:00:58	ことよろしいでしょうか。別表 2 の方で制限されてるのかもしれないですけど少しご説明いただければと思います。はい。
1:01:08	京都大学の喜多村でございます。ですね、答え即炉心の燃料集合体の
1:01:20	構成ですねこの集合体の構造の方にですね、低濃縮ウランの燃料集合体において減速材及び反射材としてここは用いないことで、燃料集合体の中でこっち。
1:01:31	お答えし、ここは用いないことというのを、集合体等の構成の方で述べておまして、さらに炉心構成の方で、反省体としてその、
1:01:40	個人の周辺に
1:01:42	うまく、自治体としても使用しないということ、ところは吉橋の方で述べて、答えを公園は減速材としても、
1:01:53	失敗としても使わないってことを、両方で行っているということでございます。以上です。
1:01:59	増加倒立ありがとうございます。続きまして同じく答え原則炉心の炉心配置のところになりますけれど、低濃縮ウラン炉心において燃料領域の高さが 30 センチメートル以下となる燃料集合体を過剰反応度調整のために装荷する場合に体までとすること。
1:02:18	また、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:19	経営規模に隣接して装荷したいことがありますけれど、こちら、
1:02:25	につきましては、
1:02:29	の承認風景ですと、計画的、明示的に経験して、文言で制限しているように見えまして、
1:02:40	今回の書き方ですと 30 センチ以下となる上に燃料集合体を用いるときは舞台までとすることというふうに読めるんですけれど。
1:02:51	承認時は、
1:02:54	そう。
1:02:57	そもそも、そういったものを使う書記課長反応度調整のための燃料集合体を使う場合は、30 センチ以下となるものを 2 回までは使用してもいいというふうな記載になっていまして、
1:03:13	現在の記載ですと、そこが明確に制限されていないように見えるんですけれどもいかがでしょうか。
1:03:32	すいません、質問をとるんですが、えっと、
1:03:35	本文の方ですね
1:03:43	ただし、正しいというところ以下のところを、
1:03:52	Aとか書いてると思ってんですけどすみませんもうご質問申し上げ、お願いしてもよろしいでしょうか申し訳ありません。中藤です。そうですね。
1:04:02	承認の時は、30 センチメートル以下となるものも 2 体までは使用してもよいと書いてある一方で、今回の申請では、
1:04:12	燃料領域の高さ 30 センチメートル以下となる燃料集合体を過剰反応度共生のために装荷する場合、
1:04:22	というふうに書かれてまして、この書き方ですと例えば 30 センチメートル以上 31 センチメートル未満だとか、そういったものを、
1:04:33	もし使うと思ったらそういった場合に制限がなされていないように見えまして、そこで何かどこかで制限とかがってされているのでしょうか。
1:04:45	教育大学のミサワ別でちょっと全部綺麗は私は、かなりありましたのであれなんですけど、ちょっともう 1 回確認させていただきたいんですが、稼働過剰反応度調整のために 30 センチ以下の日本っていうのは、
1:04:59	設置前に書かれておりまして、それを文言を移したのが、今回の 1 名とってるんですが、すいませんちょっと今のご質問の趣旨がちょっと申し訳ございません。
1:05:12	ちょっとよくわからないんですが、今まで十分同じことを書いているというふうには認識しているんですが。
1:05:18	長南加藤です。実際にそういうことをするというふうには思っていないんですけれども、この書き方ですと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:25	承認の時は 30 センチ以下となるもののニタイまでは使用して良いというふうに明確に 30 センチ以下。
1:05:34	なおかつ 2 体までであるものについては 30、31 センチメートル以上 47 センチメートル以下とすると制限しているように見えるんですけど、保安規定の方をった場合に、
1:05:47	燃料領域の高さが 30 センチメートル以下となる燃料集合体を評価するバー位っというふうに書きまして、これだけしか装荷しちやいけないというふうに書いていないように、
1:06:00	見えますっていうそういう政策の話になるんですけども、設置以浅ところにはです、各盤とポリエチレンバーを組み合わせる領域の高沢という。
1:06:13	言葉がございまして、これが行ってみたら燃料領域の高さってことになりますので、書いてることは同じではないかと思うんですが。
1:06:22	すいません。どういうことをちょっと想定されてるかちょっとすいませんちょっとよくわからないんですが。
1:06:30	保安規定の方ですと、高さが 30 センチメートル以下となるものは、ニタイまでとするって書いてあると思うんですけど、若干、30.5 センチだとかそういうのを使おうとしたっていう場合に、
1:06:44	それは駄目ですね、駄目だと思うんですけど承認上は 30 センチメートル以下となるものを 2 回までは使用して良いって書いてある一方で、保安規定ですと、
1:06:55	そこに制限しているように見えなかったんですけど。
1:07:05	申し訳ありませんちょっと私うまくあと把握できないんですが 30.5 というのは、当然駄目ですねこれは。
1:07:13	ここで言っている会長。はい。
1:07:19	村瀬所長お待ちいただけますか。
1:07:22	はい。
1:11:31	カトウでお待たせいたしました。まず、燃料利益の高さについては 31 センチメートル以上 47 センチメートル以下の範囲とすることってというのが、燃料集合体等の構成のところ、
1:11:48	規定されていると思います。その中で、正しい過剰反応度調整のための燃料集合体は除くと書かれているかと思えます。
1:11:58	こちらの中で、炉心配置のところを見ますと、今ご説明いただきましたように、低濃縮ウラン炉心において燃料領域の高さ 30 センチメートル以下となる燃料集合体を、
1:12:14	過剰反応度調整のために装荷する場合に体までとすることと書かれています。
1:12:22	それで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:24	まず 31 メートル、31 センチメートル以上 47 センチメートルリーカーという制限がありまして、そこで過剰反応度調整のための燃料集合体は除い 9 という規定されている一方で、
1:12:40	そのただし書きのところの過剰反応度調整のための燃料領域、
1:12:47	面でのえっと、
1:12:49	燃料集合体についてはその高さが 30.9 メートル以下となるものについては、ニタイまでとしか書かれていませんので、
1:13:02	じゃあ、
1:13:03	30 センチメートル以下ではなくて、なおかつその 30 センチメートル以上 47 センチメートル以下の範囲。
1:13:11	ではない課長反応度調整のための燃料集合体っていうのを使うとは思っていないんですけど、規定上使えるようになっているんじゃないかと思っていまして例えば 48 センチメートルへ。
1:13:23	課長反応度調整のための燃料集合体っていうのが、使うかどうかに関係なく、使うとした時に、暗記ページを縛らないんじゃないかと考えています。
1:13:37	けれど、これで一つ変わっておりますでしょうか。
1:14:01	すいません遊佐です。ちょっとお待ちいただけますですけどちょっとお待ちいただけますけどすいませんちょっと加藤様の今のご趣旨、すいません私ようやく理解できまして申し訳ないです。すいません。ちょっとお待ちいただけます。
1:14:17	まずかなりわかりにくいと思いますし、説明もうまくできているとは思いませんのでもし疑問でありましたら、聞いていただければと思います。
1:14:29	はい、ご指摘どうもありがとうございますちょっとこちら相談させていただきます。
1:18:03	大瀬。
1:18:04	細井委員、どうぞ。ありがとうございます。
1:18:09	すいません。私、なかなかちょっとうまく理解できなくて今ちょっとこちらでいろいろちょっと考えておまして、まず加藤様のご指摘の趣旨は、すいません理解できました。申し訳ないです。
1:18:28	そういう中でちょっと文言をですね、保安規定のところ確かにおっしゃられるように、まず課長ハード測定調整ってのは、これ、
1:18:38	微小なものを調整しますので、必ず、それよりも、
1:18:43	集上の燃料よりも小さいもの、短いものを使うっていうのはこれ常識的なところで、我々ちょっとそういう常識的なところで縛られておりましたので、読めてしまうのかなというふうに思ったところでございます。
1:18:56	で、ちょっとこのところですね、
1:19:08	多分、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:10	厳密に個々厳密で言い方変なんですが、多分主語をこれ入れ替えると非常に問題クリアになるのかなというふうには思うところでございますが。
1:19:23	どうしましよかねちょっと。確かにおっしゃるように 30.5 というセンチメートルのものだったら、例えば、
1:19:34	上訴ハード属性調整 20 本使ってもいいですっていうふうに読めなくはないということとは理解できました。はい。
1:19:42	だからここへ書いた、すいません。
1:19:48	すいません規制庁の加藤です。ちょっと揚げ足取りみたいなものになってしまっているんですけど、例えば何か他のところで制限しているとか、
1:19:59	探しているの公開してあるけれども、承認通り制限されることに結果としてなりまじすとか、そういったことでありませんでしょうか。
1:20:14	例えば下部規定でそもそも制限していますとか他の資材費等を合わせる等 30 センチメートルしか使えないようになってますとか、もしもそういったことがありましたら、必ずしも、
1:20:26	文章自体を修正する必要はないかと思うんですけども、鈴木江藤が行ったものでございますちょっと検討させてください。申し訳ございません。
1:20:42	衛藤加藤です。それでしたらこちらは検討していただけるということで、また次回以降でお伺いさせていただければと思います。
1:20:52	はい、秋野契約の喜多村でございます。承知いたしました。
1:20:58	続きまして、規制庁のことで続きます。軽水減速炉心の炉心配置のところになります。こちらの中で、低濃縮ウラン炉心において 1 種類の、
1:21:11	その言質言質ヒノ燃料集合体のみを使用することとなっていて、この記載が低濃縮ウランの燃料要素を用いて、軽水減速炉心を、
1:21:23	構築する場合に、1 種類の標準型燃料装填。
1:21:28	燃料関数点ピッチの燃料集合体のMiyoshiをする。
1:21:33	いう承認状の記載を満足するために記載してするっていうところなんですけれども、確認だけでもありますけれどもこれ非種類の年、標準型燃料、
1:21:45	坂野装填びっちりですねピッチを 1 種類に限定するためには、
1:21:53	限定することで 1 種類の、
1:21:58	現出日の燃料集合体のみを倉庫することになるっていうのはピッチが変わればゲンシュツ日が変わるので、
1:22:07	結果として、ゲンシュツ日を一致させるには同じ燃料ピッチのものを引き詰めないといけないとそういったことでよろしいでしょうか。すいませんこれもちょっとうまく伝わってるかわからないんですけども。
1:22:19	ありがとうございます。住友でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:24	ありがとうございます。
1:22:26	続きまして、
1:22:30	これも確認だけとありますけれども、軽水減速炉心の炉心配置において、
1:22:37	低濃縮ウラン炉心においては、重水をは所外として使用しないこととありますけれども、
1:22:44	これは社外として使わなければ当然減速材としても使用しないとそういうことでよろしいでしょうか。
1:22:52	京都大学の喜多村でございます。ですね重水はですね重水タンク等も用いましてその中の 10 数を満たして使うってことになってございまして、燃料のその隙間を、にですね。
1:23:03	そもそも使うような形で重心を使うということは想定しておりませんので、その通りでございます。
1:23:11	ありがとうございます。
1:23:19	それからこちら承認となりますけれども、
1:23:26	この別表 2 の 2 ではなくて、
1:23:29	今回、下部規定に定めるとご説明ありました、運転開始 53.6 秒後の管理について。
1:23:38	となりますがこちらで、
1:23:45	変更承認申請事業を
1:23:47	設置変更承認の時に議論になったっていうのが、定常状態到達後の 3600 秒後のみということでもまず認識やっておりますでしょうかというのが、
1:24:01	今回、
1:24:03	説明していただいたところで、運転開始 3600 秒後の管理についてとなっていたり、或いはその定常状態になってから、
1:24:13	と書かれていたりして、記載が少し入れていますので、
1:24:22	そういうことは、議論はされてはいないと思うんですけど。
1:24:26	運転開始後 3600 秒ではなくて定常状態になってから 3600 秒であって、運転開始後 3604 とか、そういったことが議論されていないんですよ。
1:24:39	というすいません、確認になりますけれども。
1:24:43	どうもすいません。
1:24:51	長カトウですね一度申し訳ありませんよろしいでしょうかちょっと聞こえにくかったんですけども、
1:25:00	京都大学の三澤です。大変申し訳ございません。これ設置以前の議論しましたのはご指摘の通り、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:10	定常状態にした後ということでございまして、運転開始運転に関しての多分制御棒を上げるところが運転開始になりますので、
1:25:21	それからではないということです。
1:25:25	長加藤です。ありがとうございます。
1:25:29	あと、これも確認だけなんですけれども、例えば今回いただいております資料の方で、
1:25:36	ちょっと、例えば最後のページとかですね、下部機構にこういうふうにかかれかけますということを記載されているかと思うんですけれども、下部規定に書く具体的な記載っていうのはこの、
1:25:49	黒の四角囲みの中で実際こういう危険がされていることということで、あっておりますでしょうか。
1:25:57	はい。京都大学の喜多村でございます。四角の中の赤字の部分が新たに加えるところです。あとですね、
1:26:06	この常に炉心が、
1:26:09	過剰反応度制約を満たすための手順というのは、添付 4.2. 9 というのを新たに定めるんですけれども、これは資料の中に出てくるようなものをベースとして、
1:26:19	これはこれから作るということでございます。以上です。
1:26:25	成長カトウですありがとうございます。
1:26:29	市長の加藤です。ごめんなさい今のところなんですけれど、先ほどの予算添付 4.2. 9 は本資料の、
1:26:40	6 分の 3 から 13 ページに示される内容をベースに新設するっていうことでベースにっていうふうになってるんですね。
1:26:52	これって少し変更する可能性もあるっていう理解でいいんですか。
1:26:58	京都大学の喜多村でございます当然見直してですね、表現等は変わるかもしれないということで、あとですね、17 条でしたっけ安全委員会っていうのは今でも安全つかさどってる委員会があるんですがそこですね。
1:27:11	表現なんかもこう変わるかもしれないのでということの含みを持たせた表現ではありませんでした。以上です。わかりました。ベース長外岡の参考 2、A としつつも結構ない内容は変わらないっていう理解でいいんですね。
1:27:27	キョウデン喜多村ですその通りですちょっとベースちょっと言い方が悪かったかもしれませんがこれを、
1:27:32	うん。なんでしょう。本当に一緒か。
1:27:34	そういうことでございます。了解です。あとですね、先ほど加藤消防の方からもありましたが、本資料の資料 6 の 25 ページ目のタイトルなんですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:48	タイトルが 3.2. 、運研開始 3600 秒後の管理についてっていうふうになっていて、先ほどの話だとですね、
1:28:02	計上状態到達後 3006、600 秒後の管理についてっていうのが正確かなと思うんですけど、まずその理解でいいですか。
1:28:13	京都大学の喜多村でございます。ご指摘の通りでしたここは修正させていただきたいと思うんですけども。ありがとうございます。ぜひ修正をお願いいたします。はい。お願いします。
1:28:24	私から以上です。
1:28:29	延長のことです。私からも以上となりますけれども他に何かございますでしょうか。
1:28:39	京都大学さんからも何かございますでしょうか。
1:28:43	大和田。
1:28:47	はい。はい、大強度大学の三澤です。特にこちらの方からは追加ございません。
1:28:55	規制庁古藤です。それでは本日のヒアリング、これで終了とさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。
1:29:02	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。